

世帯状況報告書

鳥取県社会福祉協議会長 様

申請者及び申請者と生計を同一にする世帯員の状況は、以下のとおり間違いありません。

年 月 日

申請者住所 〒

申請者氏名

印

電話番号

◇保育士修学資金貸付事業申請者の世帯状況

連番	区分	氏名	ふりがな	申請者との続柄	生年月日	通勤/通学方法 (自宅外の場合のみ 記入)	勤務先名、自営業屋 号、在学中の学校名
記入例	世帯員			父		単身赴任	△△株式会社
記入例	世帯員			姉		自宅外通学	〇〇大学
1	申請者			本人			
2	世帯員						
3	世帯員						
4	世帯員						
5	世帯員						
6	世帯員						
7	世帯員						
8	世帯員						
9	世帯員						
10	世帯員						

※上記世帯員の中で障がいのある方の人数： 人 (氏名)

※本書作成における注意事項

- 申請者と生計を同一にする世帯員全員を上記表に記載し、全員分の所得・課税証明書を添付すること。
◆申請者と生計を同一にする世帯員の考え方は以下となります。
※修学に伴い家族と同居していた住所から転居し、家族からの支援を受けつつ別の住所で生活を営んでいる場合は、申請者と家族は別々の住所に居住していますが、生計を同一にしているとみなします。
- 申請者が修学時の転居などにより世帯から転出している場合は、申請者に加えて申請者が転出した世帯と生計を同一にする世帯員全員を記載し、記載した全員の所得・課税証明書を添付すること。

※その他 控除に関する事項

- 世帯員で障がいのある人がいる場合は、人数・氏名を記入し障害者手帳の写しを添付すること。
- 世帯員で長期（6月以上）療養を要する人がいる場合は、医療費等の領収書※注1の写しを添付すること。
- 生計維持者（父・母）が単身赴任等により別居している場合は、別居による住居・光熱・水道・家具・家事用品等にかかる直近3か月分の実費がわかるもの（別居先住所・別居者氏名宛の領収書※注2）の写しを添付すること。
- 震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯である場合は、被害を受けたことを証明する書類のほか、支出の増加額、または収入の減少額の算出の基となる書類を添付すること。

※注1 直近6か月分の領収書。6か月以上の療養が見込まれるが申請時点で6か月に満たない場合は療養を始めた月以降分。請求書は不可。領収書(写し)が提出できない場合は控除対象となりません。

※注2 直近3か月分の領収書。請求書は不可。口座引き落としの場合は「請求書の写し」と「通帳の写し」の両方を提出。クレジットカードの場合は「請求書の写し」と「クレジットカードの支払明細書の写し」の両方を提出。支払い額の証明書類が提出できない場合(書類不備)は控除対象となりません。